



2020 年末における法人税 および 個人所得税の留意事項

2020 年末における節税アイデア
次期大統領候補バイデン氏による
税制改革案の説明

By EOS Accountants LLP

法人税関連

2020 年も残すところひと月あまりとなりましたが、企業の皆様にも関心の高い法人税最少化とキャッシュフロー最大化のため、年末までに検討すべき項目について概略をご説明いたします。特に考慮すべき事項として納税者救済のため 2020 年に制定された CARES 法や SECURE 法の活用が挙げられます。

昨今の米国大統領選挙の結果の影響も考慮する必要があります。選挙の勝者と見込まれるジョー・バイデン氏は、法人税に対するいくつかの重要な変更を示唆しています。これらは、企業のタックスプランニングにおいて慎重に考慮する必要があります。これについては、以下でさらに詳しく説明します。

欠損金繰戻しによる税金還付

コロナ禍の経済状況により、多くの業績の悪化に直面しています。

CARES 法は、2018 年、2019 年、2020 年開始事業年度に発生した連邦欠損金(NOL)を過去 5 年間に繰戻しできることを認め、企業は当該期間に支払った税金の還付を受けることができるようになりました。CARES 法以前は、NOL の繰戻しは認められず、将来への繰越しのみ認められていました。CARES 法による NOL の繰戻しは、企業に二つのメリットを提供しています。一つ目は税金還付による企業への現金の速やかな返還(追加のキャッシュフロー)、二つ目は 2017 年以前の高い税率(2017 年以前の税率は 34%/35%。これに対し現在の税率は 21%。)にて税金の還付を得ることができ、税率差による追加のベネフィットを得ることです。

2018 年、2019 年、2020 年開始事業年度に連邦 NOL を増やし、税率の高かった 2017 年以前へ繰戻すことで、更に多くの還付を受けるため、収益認識を 2021 年以降へ繰延べる、もしくは 2018 年、2019 年、2020 年の損金を増加させる必要があります。

税金を減らすための年末までのプランニング

減価償却

- CARES 法により、建物内のいわゆる適格改良資産(間仕切り、天井、内部ドア、防火装置、電気配線、配管など既存の建物内部に行われる改良工事)も 100%のボーナス減価償却の対象となりました。CARES 法による修正は 2018 年まで遡って行われるため、2018 年もしくは 2019 年に建物内適格改良資産を稼働(事業の用に供した)企業は、当該年度の減価償却費を増やす修正申告を行うことができます。また、代替的な対応として、2020 年の申告書にて遡及部分の追加減価償却費を計上することができます。

- 年末までに固定資産を稼働する-企業が減価償却資産の取得を予定している場合、年末までに資産を取得して事業の用に供することにより、本年度の損金を増加させることができます。

税金を減らすための年 末までのプランニング

(土地建物および国外資産を除く)ほとんどの固定資産は 100% ボーナス減価償却の対象となるため、資産の取得価額全額が、使用開始年度の損金とできます。

貸倒損失

企業は、無価値となった債権に対して(キャピタルロスではなく)通常の損失として損金を計上することができます。損金となるタイミングは、債権が無価値となった時期によります。損金は、債権が無価値になった課税年度にのみ認められます。企業は、債権を評価して(1)債権が無価値となっているか、および(2)本年中に債権が無価値となったかを判断する必要があります。2020年に無価値になった債権に対し、それ以降の年に無価値となっていたことが発見された債権は、発見された(将来の)年の損金の対象にはなりませんので留意が必要です。

低価法(市場価額と比べ低い価額により棚卸資産を評価する方法)による棚卸資産の評価減

棚卸資産の評価の方法として、いわゆる低価法を利用している企業は、在庫を実際に売却する前に棚卸資産の評価減を損金とすることができます。損金とできる評価減を認識するための重要なポイントは「市場価額」の決定です。市場価額は、棚卸日(通常は期末日)の、入札価格(再販品の場合)または再取得価額(製造品の場合)を特定することによって確立されます。これは財務諸表に影響を与える可能性があるため、担当する会計監査人に相談することをお勧めいたします。

損金を増加し、収益を繰延べるための税務上の会計方針変更

税法上の会計方針の変更により、損金計上もしくは収益認識のタイミングが変わることがあります。税法上の会計方針の変更を利用することで、損金の早期計上による増加、もしくは収益認識の繰延べが可能です。税法上の会計方針の変更は、税務申告固有のもので企業の財務会計には影響しません。具体例として以下のものがあります。前払費用の支払い年度での損金計上。未払い賞与等で期末日後 2.5 ヶ月内に支払われるものの損金計上。

一部の税法上の会計方針の変更は、IRS の承認手続きを経る必要なく、法人税申告書の提出期日までに行うことで、自動的に認められます。その他の会計方針の変更には IRS による事前承認が必要であり、年度末までに申請する必要があります。

税金を減らすための年 末までのプランニング

給与税の損金計上

CARES 法により、2020 年の給与税(社会保険等の雇用主負担部分)の納付の延期が認められ、50%を 2021 年末までに、残りの 50%を 2022 年末までに支払うことができるようになっています。納付の繰延べにより、企業のキャッシュフローは改善するものの、2020 年の損金とすることはできません。2020 年の損金を増加させるためには、給与税の支払いのタイミングを検討する必要があります。

昨今の米国大統領選挙 の影響

タックスプランニングにおいて、昨今の米国大統領選挙の影響を慎重に見極める必要があります。2020 年の大統領選挙結果により民主党のジョー・バイデン氏が選挙に勝利すると想定されており、下院は引き続き過半数を占める民主党によって支配されることを示しています。しかしながら、上院の支配は 2021 年 1 月まで決定されない可能性があります。上院の支配は、バイデン政権が行おうとしている税制改正に重大な影響を及ぼします。共和党が上院の支配を維持する場合、バイデン政権が進める税制案に対する十分な支持を得るのは容易ではないと思われます。

企業に影響を与えるバイデン政権の税制(改正)案には、法人所得税の税率を現在の 21%から 28%に引き上げ、財務会計での年間収入が 1 億ドルを超える企業に対する税率 15%の新たなミニマム税の賦課、海外子会社を有する企業に対するいわゆる GILTI課税の税率を現行の 13.125%から 21%への引き上げと、気候変動対策及び米国へのインフラ投資を促進するための新しい税額控除が含まれています。

バイデン政権の税率引き上げが制定された場合、前述の 2020 年度末のタックスプランニングのアイデアに影響を及ぼします。タックスプランニングの手順は、企業が課税所得と課税損失のどちらのポジションにあるかによって異なります。例えば、課税所得のポジションにある企業は、損金計上のタイミングをバイデン案による高い税率の年に延期し、現在の低い税率の年に収益認識を前倒して行うべきと言えるでしょう。逆に課税損失のポジションにある企業は、2017 年以前に欠損金を繰り戻し税金還付を受けることが可能である場合には、2020 年の損金を最大化すべきだと言えるでしょう。

その他の税務上の考慮事項

年度末でのタックスプランニングに加えて、留意すべきいくつかの税関連項目があります。

移転価格

これまでの数年間は、関連企業とのクロスボーダー取引に関する移転価格がいわゆるレンジの範囲内であったため、IRS による調整を回避することができていた企業も、コロナ禍の影響により、事業運営とその利益が大幅に悪化した可能性があります。関連当事者と国際取引を行う企業は移転価格問題について新たな取り組みを模索する必要に迫られています。関連者間取引の価格設定が依然として独立企業間価格の原則を満たしていることを実証できるようにするために、新しい詳細な移転価格文書化作業(フルスタディ)が必要になる場合があることにご留意下さい。

12月31日までの欠損金(NOL)の繰戻し還付請求の提出

企業は Form 1139(暫定的な還付金申請書)を提出することで、2018年および2019年のNOLの繰戻し還付請求を行うことができます。暦年の企業の場合、2019年度のNOLの繰戻し還付請求を行うには、2020年12月31日までにForm 1139を提出する必要があります。さらに、パンデミックによりIRSでの郵便物が滞留状態であり、Form 1139の処理を迅速化するためにIRSへファックスにて提出することができるようになっています。このファックスによる申告書の提出は2020年12月31日まで利用可能となっています。Form 1139を期日(12月31日など)までに提出できない場合、修正申告書 Form 1120X(法人税修正申告書)を提出することによって、NOLの繰戻しに基づく還付請求をすることが可能です。Form 1120XによるプロセスはForm 1139による場合と比べ、IRS内の処理の時間がかかると言われていますので、ご留意下さい。

NOTE

ファックスによる Form 1139 の申告(844-249-6237)は 12月31日深夜(東海岸時間)まで利用可能です。

また、既存もしくはNOLの繰戻しにより認識された代替ミニマム税(AMT)は、Form 1139を提出することで還付請求することができます。暦年の企業の2019年度のAMT還付請求をするForm 1139の提出期限は2020年12月31日となっています。

2020年度の必要額を超える予定納税額に対する即時還付請求(クイック・リファンド)

必要な金額を超える予定納税納付額がある場合、年末日翌日から延長申請前の申告書提出期日までの期間(暦年の法人の場合は1月1日から4月15日の期間)に、Form 4466を提出することで、その超過額の即時還付請求(クイック・リファンド)の申請ができます。

その他の税務上の考慮事項

IRS は、当該フォームが提出されてから 45 日以内に返金するとしており、申告書の提出を待つことなく過払いの予定納税額の払い戻しを受けられる簡易な方法です。

在宅勤務の問題

COVID-19 の流行により多くの従業員が自宅から仕事をしています。そのため、従業員が通常の勤務地とは異なる州にて勤務(在宅勤務)している場合、給与税と所得税に関する州税の取り扱いが問題になる可能性があります。企業にとって、従業員の就労場所の変更により、給与税が支払われる行政区分(州など)が変わる可能性があります。また、今まで申告を行っていなかった州等において、法人税等の申告義務が発生する場合がありますことに留意する必要があります。多くの州において、COVID-19 による在宅勤務はパンデミックの間の一時的なものとして、従前の勤務地において引き続き就労していると思われ、柔軟な考えを示してきました。しかしながら、当初の外出禁止令が経過し従業員が職場に戻ることが可能となった後も、在宅勤務がより一般的になっているため、今後の課税関係の決定に、州当局がパンデミック以前の規則に戻る可能性があります。従業員の在宅勤務地の把握が重要となっています。

州税に関する考慮事項

COVID-19 のパンデミックにより、各州政府は歳入不足と前例のない緊急支出を行っています。今後は、各州がこの度の財政赤字に対応するため、欠損金(NOL)控除の使用停止や、増税措置を実施する可能性があります。

このような経済状況において、企業はその税務状況を把握し、キャッシュフローを最大化するため節税機会を検討することの重要性が増しています。私共 EOS Accountants LLP は企業のこうした税務問題に関するご相談にも対応しておりますのでお気軽にお問い合わせ下さい。(最終ページにコンタクト先を掲載しております。)

個人所得税関連

2020 年の個人所得税確定申告に関する留意事項、および大統領選挙後の考慮すべき事項をご説明いたします。

2020 年確定申告 主な改正事項

- CARES 法のもと、項目別控除を選択しない場合にも、現金での寄付をした場合、最高\$300 まで控除することが可能となる。
- 項目別控除を選択した場合の現金での寄付が調整後総所得の 100%まで控除可能となる。昨年までは 60%の制限が設けられていたものが 100%可能となった。
- 項目別控除を選択した場合の医療費控除は調整後総所得の 7.5%まで可能となる。
- 大学(または大学相当の専門学校)に支払う授業料の控除は 2017 年末で一旦失効し控除できなくなっていたが、失効期限が 2020 年末まで延長されたために、2020 年の申告書においては最高\$4,000 まで控除可能となる。

バイデン氏の個人所得 税政策案

大統領選の勝敗は現時点でまだ決定していないが、民主党のバイデン氏の勝利が確実となっている。下院では民主党が過半数を維持したが、上院では民主党、共和党どちらが過半数を維持するかは来年1月のジョージア州での結果を待つことになる。年明けの選挙結果が、バイデン氏が掲げる複数の政策案実現の可能性を大きく左右するが、現時点ではバイデン氏の提案が実現する公算は不透明であるといえる。

以下、キャンペーン中にバイデン氏の掲げた税政策案である。バイデン氏は年収\$400,000 に満たない個人には増税しないことを約束しているが、年収\$400,000 を超える高額所得者については、増税案を提示している。

連邦個人所得税の最高税率の引き上げ

年収\$400,000 を超える納税者については、個人所得税の最高税率が現行の 37%から 39.6%に引き上げられる。2017 年 12 月に成立した Tax Cut Jobs Act 法以前の最高税率が復活することになる。

キャピタルゲイン税率の引き上げ

年収 100 万ドルを超える納税者については、長期キャピタルゲイン、適格配当金に課せられる税率を現行の 20%から 39.6%に引き上げる。

社会保障税の追加課税

社会保障税が現在\$137,700 までの給与所得について 6.2%の税率で課せられるが、年収\$400,000 を超える納税者については、\$400,000 以上の収入に対して社会保障税を課すとしている。

項目別控除の制限

年収\$400,000 を超える納税者については、寄付金・医療費等の項目別控除を 28%までに制限。また、高額所得者の項目控除減額の再開も言及されている。

税額控除の見直し

政策の中には、いくつかの税額控除の見直し案も含まれている。

- 子女税額控除：現行の一人\$2,000 の控除額を\$3,000(6 歳以下の子供の場合は一人\$3,600)に引き上げる。
- 子女世話費税額控除：仕事を持つ独身または共働きの夫婦が扶養家族である 12 歳以下の子供等に世話を支払った場合控除がとれる。現行の控除上限額は一人の場合は\$3,000 であるが、\$8,000 に引き上げ、二人以上の場合は、\$16,000 まで控除可能とする。
- 最初の住宅購入者への税額控除を\$15,000 を上限に可能とする。

個人所得税および企業に課されている給与税などへのご質問がございましたら、私共 EOS Accountants LLP までお気軽にお問い合わせ下さい。(最終ページにコンタクト先を掲載しております。)

コンタクト:

New Jersey New York	Koyama, Shinji (小山 真司) Partner/New Jersey Tel: 201-494-2930 Email: skoyama@eosllp.com	Kaga, Kazuhide (加賀 一秀) Tax Principal/New Jersey Tel: 201-494-2952 Email: kkaga@eosllp.com	Koyama, Tomoko (小山 朋子) Tax Principal/New Jersey Tel: 201-494-2949 Email: tkoyama@eosllp.com
	Hamabuchi, Yukie (濱淵 幸恵) Tax Senior Manager/New Jersey Tel: 201-494-2918 Email: yhamabuchi@eosllp.com	Hotta, Sachiyo (堀田 幸營) Tax Senior Manager/New Jersey Tel: 201-494-2939 Email: shotta@eosllp.com	Takase, Naomi (高瀬 尚美) Tax Manager/New Jersey Tel: 201-494-2948 Email: ntakase@eosllp.com
	Koizumi, Terumi (小泉 てるみ) Tax Manager/New Jersey Tel: 201-494-2921 Email: tkoizumi@eosllp.com	Nakazawa, Kuniko (中澤 邦子) Tax Senior/New Jersey Tel: 201-494-2909 Email: knakazawa@eosllp.com	Osada, Kyoko (長田 恭子) Tax Senior/New Jersey Tel: 201-494-2923 Email: kosada@eosllp.com
Chicago Detroit	Motoki, Yoshinori (本木 善規) Tax Principal/Chicago Tel: 224-223-1802 Email: ymotoki@eosllp.com	Matsumoto, Tokumasa (松本 誓正) Tax Senior Manager/Chicago Tel: 224-223-1803 Email: tmatsumoto@eosllp.com	Sakamoto, Naoki (坂本 直樹) Tax Manager/Chicago Tel: 224-223-1814 Email: nsakamoto@eosllp.com
	San Jose	Takatsuji, Hirohide (高辻 浩英) Tax Partner/San Jose Tel: 408-650-8801 Email: htakatsuji@eosllp.com	Ochiai, Junko (落合 淳子) Tax Senior Manager/San Jose Tel: 408-650-8804 Email: jochiai@eosllp.com
Caradonna, Mio (カラドナ 美緒) Tax Manager/San Jose Tel: 408-650-8808 Email: mcaradonna@eosllp.com		Takami, Junya (高見 淳也) Tax Manager/San Jose Tel: 408-650-8805 Email: jtakami@eosllp.com	
Los Angeles	Mark Usui Tax Partner/Los Angeles Tel: 310-586-3165 Email: musui@eosllp.com	Kathleen Nitta Tax Principal/Los Angeles Tel: 310-586-3167 Email: knitta@eosllp.com	Kobayashi, Emiko (小林 恵美子) Tax Senior Manager/Los Angeles Tel: 310-586-3169 Email: ekobayashi@eosllp.com
	Takaoka, Koki (高丘 航揮) Tax Manager/Los Angeles Tel: 310-586-3216 Email: ktakaoka@eosllp.com	Fisher, Emi (フィッシャー 英美) Tax Manager/Los Angeles Tel: 310-586-3184 Email: efisher@eosllp.com	
Honolulu	Adele Wong Tax Senior Manager/Hawaii Tel: 808-726-2802 Email: awond@eosllp.com	Amy Cheng-Woo Tax Senior Manager/Hawaii Tel: 808-726-2803 Email: acwoo@eosllp.com	Soma Tsutsuse, Junko (相馬 潤子) Tax Manager/Hawaii Tel: 808-726-2805 Email: jsoma@eosllp.com
	Randy Teguh Tax Manager/Hawaii Tel: 808-726-2808 Email: rteguh@eosllp.com		
Tokyo	Nomi, Michica (能美 道香) Tax Partner/Tokyo Tel: 03-5288-5241 Email: mnomi@eosllp.com		